

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 韓愈の古文創作に関する一考察：「上鄭尚書相公啓」「上留守鄭相公啓」に見られる修辞上の工夫 |
| Author(s) | 渡辺, 志津夫 |
| Citation | 中國中世文學研究, 56 : 34 - 45 |
| Issue Date | 2009-09-28 |
| DOI | |
| Self DOI | |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051415 |
| Right | |
| Relation | |



韓愈の古文創作に関する一考察

—「上鄭尚書相公啓」「上留守鄭相公啓」に見られる修辭上の工夫—

渡辺志津夫

はじめに

元和五年（八一〇）、韓愈は洛陽に勤務し、都官員外郎として祠部の職務を兼任していた。このとき韓愈は宦官と衝突し、東都留守³だった鄭餘慶に書簡を奉じて配置転換を願ひ出た。その甲斐あつてか、同年冬、河南県令に異動したが、こんどは軍人との間にあつれきを生じ、ふたたび鄭餘慶に書簡を奉じて助力を求めた。このときの書簡は、前者が「上鄭尚書相公啓」、後者が「上留守鄭相公啓」として、『昌黎先生集』卷一五に収められている。この二通の書簡は、同じ年に、同じ相手に宛てて書かれたものであり、書かれた時の情況や目的にも共通点が多い。そしてどちらの書簡にも、韓愈の古文創作を考える上で興味深い工夫が見られる。

この二作品は、従来あまり注目されておらず、個々の表現に着目した評語は見られないほか、修辭上の工夫を論じる際にも、これらの作品は俎上にあげられていない。

筆者は、今まで韓愈の初期および陽山左遷期の文章に見える修辭上の工夫について検討を加えてきた⁷。本論はそれらに続いて、この二通の書簡に見られる修辭上の工夫について検討し、韓愈の古文の特徴について考察を加えるものである。

一 韓愈と鄭餘慶

はじめに、韓愈と鄭餘慶の関係について簡単にまとめておく。

元和元年（八〇六）、韓愈が権知国子博士⁸として江陵府から長安に召還されたとき、鄭餘慶は国子祭酒⁹で、直屬の上司であった。同年十一月に鄭餘慶が河南尹として洛陽に移り、いったん二人は離れるが、翌元和二年（八〇七）、韓愈は分司東都¹⁰として洛陽勤務になった。直屬ではないが、鄭餘慶の配下に入ったといえる。元和三年（八〇八）、鄭餘慶は東都留守になり、元和四年（八〇九）に韓愈は都官員外郎となり、引き続き洛陽に勤務した。こ

のように広い意味での上司と部下の関係が続いたまま、書簡が書かれた元和五年（八一〇）に至る。いわば、元和元年以来、つかず離れず、という感じで、韓愈は鄭餘慶の配下にいたことになる。

また『旧唐書』韓愈伝には、「洎^お進士、投文於公卿間、故相鄭余慶頗為之延譽、由是知名於時。」（進士に挙げらるるに洎^おび、文を公卿の間に投じ、故の相鄭余慶、頗る之の為に延譽し、是に由りて名を時に知らるる）とあり、科挙受験のため長安で活動していた韓愈の文章を鄭餘慶が称賛したことで、評判が広まったことが述べられている。鄭餘慶が韓愈を賞めたことは、韓愈も当然知っているはずであり、韓愈にとって鄭餘慶は、古くからのまたとなし理解者であると言ってよい。

このように、韓愈にとって鄭餘慶は、有力者である一方で、気心の知れた親しさからか、これらの書簡には、修辞技巧が存分に発揮されていると思われる。

二 作品分析 「上鄭尚書相公啓」

はじめに「上鄭尚書相公啓」について検討する。論述の関係上、全文を二段に分けて引用し、とくに検討を加える語句に傍線を付した。前半は次の通り。

愈啓。伏蒙仁恩、猥賜示問。感戴戰慄、若無所容措。

①然尚有厥誠須尽露於左右者。敢避其煩黷、懷不滿之意於受恩之地哉。

愈幸甚、三得為屬吏。朝夕不離門下、出入五年、窃自②計較、受与報不宜在門下諸從事後。故事有当言、未嘗敢不言。有不便於己、輒吐私情。閣下所宜憐也。（愈啓す。伏して仁恩を蒙りて、猥りに示問を賜ふ。感戴戰慄して、容れ措く所無きが若し。然れども尚ほ厥の誠の須く尽く左右に露すべき者有り。敢へて其の煩黷を避けて、不滿の意を恩を受くるの地に懐かんや。

愈幸甚にして、三たび屬吏と為るを得。朝夕に門下を離れず、出入すること五年、窃に自ら計較するに、受と報と宜しく門下の諸従事の後に在るべからず。故に事の当に言すべき有らば、未だ嘗て敢へて言はずんばあらず。己に便ならざること有らば、輒ち私情を吐く。閣下の宜しく憐れむべき所なり。）

傍線部①では、「誠」字が目を引く。この一文「然尚有厥誠須尽露於左右者」（しかしながら、さらに閣下の側近の方々にお知らせしなければならぬ事がございます）は、同じ内容が、引用部分の最後で、「事有当言、未嘗敢不言」（申し上げる事があれば、必ず申し上げてまいりました）と繰り返され、さらに具体的に、「有不便於己、輒吐私情」（不都合なことがあれば、必ず自分の気持ちを申し上げました）と続いている。「誠」には「実情、現状」の意味があり、それが本文では「私情」、または①に続く文中の「不滿之意」の意味で用いられている。

「実情、現状」の意味で用いられた「誠」の例には、たとえば次のものがある。

厲伯之対不可立実、猶婦人之哭不可定誠矣。(厲伯の対への以て実を立つべからざるは、猶ほ婦人の哭の以て誠を定むべからざるがごとし。)(『論衡』非韓)

婦人が泣くことが証拠とすることはできないのと同じである、という。

この用法を、当時の知識人が誤解することはなかったと思う。しかし、「実情」(『論衡』書解などに用例がある)などとは書かず、あえて「誠」字を用いたところが、書簡中のさまざまな工夫を予想させる書き出しになっている。

②「計較」は、文字通り「計り較べる」の意。その対象物は「受与報」、すなわち鄭餘慶から受けた恩恵と、それに対する韓愈の報恩である。

ここでは、恩や報いという数量化できないものを、あたかも秤で量るかのような形で表現している点が注目される。このような「計較」の用い方は韓愈以前に例がなく、非常に斬新な表現と言える。

韓愈自身の作品に見える、これに類する表現としては、たとえば次のものが挙げられる。

服仁食義、融内光外。(仁を服、義を食らひ、内に融

けて外に光く。)(「与張徐州薦薛公達書」外集二・貞元四年)

抱恩守迷、固不識仕進之門。(愚を抱き迷を守り、固に仕進の門を識らず。)(「上考功崔虞部書」外集二・貞元九年)

高可以釣爵位。(高くは以て爵位を釣るべし。)(「答寶秀才書」卷一五・貞元二〇年)

無宿資蓄貨以釣声勢。弱於才而腐於力。(宿資蓄貨の以て声勢を釣る無し。才に弱くして力に腐す。)(「稗言」卷一三・元和二年)

「与張徐州薦薛公達書」の例は、「服仁食義」(仁義に服す)を四字で表現したのだが、その結果、衣服のように仁を着て、義を食べるかのような表現になっている。

「上考功崔虞部書」では、「愚・迷」という、ふつう守るべきでないものを固く守る、と言い、実は本人の強い自負を表明している。「答寶秀才書」は、高位高官の座を釣り上げるといふ、皮肉を含んだ表現である。「稗言」の「釣声勢」も前者と同じ。「腐於力」は、力がひ弱であることをこのように表現している。すなわち韓愈は、ごく普通のことばを、それまでにない形で組み合わせることで、斬新な表現を含んだ達意の文を作っているのである。続いて後半を検討する。

分司郎官職事、惟祠部為煩且重。愈独判二年、日与

宦者為敵、相伺候罪過。③惡言詈辭、狼藉公牒。不敢為恥、実慮陷禍。故前者懷狀、乞与諸郎官更判。意雖甚專、事似率爾。④言語精神、不能自明。不蒙⑤察允、遽以慙婦。僂俛日日、遂踰累旬。私囑其宜、敢以病告。

鳩鳩平均、歌於国風。⑥從事獨賢、雅以怨刺。伏惟俯加憐察、幸甚幸甚。愈再拜。

(分司の郎官の職事は、惟だ祠部のみ煩はしくして且つ重しと為す。愈独り判すること二年、日に宦者と敵と為りて、罪過を相ひ伺候す。惡言詈辭、公牒に狼藉たり。敢へて恥ぢと為さざるは、実に禍に陥らんことを慮ればなり。故に前者に状を懷にして、諸郎官と更ごも判せんことを乞ふ。意甚だ専らなりと雖も、事率爾なるに似る。言語精神、自ら明らかにする能はず。察允を蒙らずして、遽に以て慙ぢて歸る。僂俛すること日日にして、遂に累旬を踰ゆ。私に其の宜しきを囑りて、敢へて病を以て告ぐ。

鳩鳩の平均なる、国風に歌はる。従事の独り賢なる、雅に以て怨刺す。伏して惟ふに俯して憐察を加ふれば、幸甚幸甚。愈再拜。)

後半では、自分が置かれている状況と、鄭餘慶に対する要望が述べられる。洛陽で祠部の仕事を続けるうちに、宦官とは敵対し、同僚の助けも得られない。もうこの職にはおれないので、どうか配置換えをして欲しい、という。

③「惡言詈辭、狼藉公牒」(悪口や罵りことばが、公文書に書き散らされている)という表現について、「惡言」は『礼記』や『春秋左氏伝』に用例が見える。続く「詈辭」は、この書簡より古い用例が見つからない。おそろく、「惡言」と同じ内容のことばを、韓愈が創作したのだろう。このような、典拠のあることばと新しいことばを組み合わせる表現も、韓愈の古文に散見する工夫であり、たとえば次の例が挙げられる。

無傭屋質僕之資、無糲袍糲食之給。(傭屋質僕之資無く、糲袍糲食の給無し。)(「上考功崔虞部書」外集二・貞元九年)

無宿資蓄貨以鈞声勢。(宿資蓄貨の以て声勢を鈞る無し。)(「釈言」卷一三・元和二年)

「上考功崔虞部書」の「傭屋」「質僕」は、韓愈以前の用例が見られない。「無糲」は『論語』子罕に「衣敝糲袍。」(敝れたる糲袍を衣る)とあり、「袍糲」は『孟子』万章下の趙岐注に「蔬食、糲食也。」(蔬食は、糲食なり)とある。「釈言」の「宿資」は他に用例が見えず、「蓄貨」は『国語』楚語下に「問蓄貨聚馬。」(貨を蓄へ馬を聚むることを問ふ)とある。

次に「狼藉」は、無秩序に散らばっている様子を表すことばで、器物、死体、白骨などと組み合わせる用いられることが多い。たとえば次の通り。

履舄交錯、杯盤狼藉。(履舄交錯し、杯盤狼藉たり。)

〔史記〕滑稽列伝)

太華之下、白骨狼藉。(太華の下、白骨狼藉たり。)

〔抱朴子〕内篇「登涉」)

『史記』の例は、宴会の席で脱いだ靴が散乱し、杯や盆がそこら中でひっくり返っている様子が描かれ、『抱朴子』は、華山で遭難する人が多いことを、「白骨が散乱している」と表現している。

ところが本文のような、公文書(に書かれたことば)すなわち文字と組み合わせて用いた例は他にない。ここでも傍線部②と同様に、ふつう結びつかないことばを結びつけて、斬新な表現を作っている。

公文書であるから、内容はともかく、一つ一つの文字は整然と書かれていたはずである。それが「狼藉」と組み合わされることで、乱雑・無秩序といったイメージが加わり、大きさも向きもばらばらの文字が、公文書の上に書き散らされているかのような場面を想像させ、ひいては現場の混乱ぶりをも連想させるかのような表現になっている。

当時は宦官が強大な権力を持っており、宦官を敵に回すことは極力避けるのが、うまい処世術だったはずである。そして万一衝突した場合は、細心の注意を払って行動するのがふつうだろう。

ところが韓愈は手を緩めることなく職務を遂行し、「悪言詈辞、狼藉公牒」という事態を招く。傍線部③に続いて「不敢為恥(あえて恥とはしなかった)」とあるように、本来これは恥ずべき事であり、ふつうなら公言するのをはばかり、事を極力荒立てまいとするだろう。しかし韓愈はそれを有力者に宛てた書簡に書いてしまうのだ。宦官と敵対するという行動も大胆なら、それを書簡に書くという行為も大胆であり、韓愈は行動と文章が、ともに突出しているのである。

公文書に悪口を書き散らかすようでは、事態は悪化するとはあっても、決して好転しない。これら一連の表現は、韓愈と宦官の関係が、もはや修復不可能なところまで来てしまったことを物語っている。

④「言語精神」(ことばと心情)は、韓愈以前にこの二語を連用した例は見つからない。そしてそれに続く⑤「察允」(明察と同意)も、これ以前の用例がない。

「言語精神」は用法の新しき、「察允」は用語の新しきが指摘できる。これも韓愈の重要な文学論の一つである。「陳言(使い古されたことば)を去る」の具体例として指摘できる。

このようなことばは、作品中にちりばめられると、かえって文章が読みにくくなってしまふ。③のように、強調したい所に集中的に用いることで、斬新さが際立ち、表現としての効果を上げることができている。

傍線部⑥については、まず前文の「鳴鳩平均、歌於国

風。」(鴉鳩が公平なのは、『毛詩』の国風に歌われております)が、『毛詩』曹風「鴉鳩」の毛伝に、「鴉鳩之養其子、朝從上下、莫從下上、平均如一。」(鴉鳩の其の子を養ふや、朝には上從り下り、莫には下從り上り、平均なること一の如し)とあるのをふまえて從り、鴉鳩の子育てが公平であることをいう。ここでは暗に、役人たちの仕事の負担は公平であるべきだ、との主張を含む。続く「従事独賢、雅以怨刺」(公務にひとり苦勞することは、小雅でもそしるところであります)とは、『毛詩』小雅「北山」に、「大夫不均、我従事独賢。」(大夫均しからず、我事に從ひて独り賢なり)とあるのをふまえる。毛伝には「賢は勞なり」とあり、大夫の政治が公平でないために、自分一人が苦勞していることをいう。

つまり本文の「従事独賢」(公務に就いている私が一人で苦勞しております)は、後半冒頭の「愈独判二年」(私は一人で二年間、仕事を処理してまいりました)と対応しており、ここで韓愈は、「私だけががんばっています」と訴えているのである。

ふつう、自分のことをここまで堂々と言うだろうか。

自分の功績や貢献については、控えめに言うか、もしくは口にしないのが、「たしなみ」なのではないだろうか。このように、韓愈の文章は、ふつうの人が踏みとどまるところを、一步踏み込んでいるのである。読み手に向かって一步踏み込むことで、読み手と作品の心理的距離が縮まる。言わば、づけずけと書いてしまうことで、読み

手の心を作品にぐっと引き寄せることになり、作品が読み手に訴えかける力が強くなっているのである。

これは韓愈の文章の大きな特徴だと言える。もちろん相手を選ぶ必要があるが、このような書きぶりは、韓愈の文章に生彩を与える大きな要素の一つになっている。

三 作品分析「上留守鄭相公啓」

続いて「上留守鄭相公啓」について検討する。論述の關係上、全文を四段に分けて引用する。第一段は次の通り。

愈啓。愈為相公官属五年、辱知辱愛。伏念會無糸毫事為報答効。日夜思慮謀画、以為事①大君子当以道、不宜苟且求容悅。故於事未嘗敢疑惑、直行則行、宜止則止。受容受察、不復進謝。自以為如此真得事②大君子之道。

今雖蒙沙汰為県、固猶在相公治下。③未同去離門牆為故吏、為形跡嫌疑、改前所為、以自疎外於大君子。固当不得煩説於左右而後察也。

(愈啓す。愈 相公の官属と為ること五年、知を辱(かたじけなく)し愛を辱(かたじけなく)くす。伏して念へば曾て糸毫の事も報答の効を為すこと無し。日夜に思慮謀画して、以為へらく大君子に事(つか)ふるには当に道を以てすべく、宜しく苟且にして容悦を求むべからず、と。故に事に於いて未だ嘗て敢へて疑惑せず、宜しく行くべくんば則ち行き、

宜しく止まるべくんば則ち止まる。容れらるるを受け
察せらるるを受くとも、復た進謝せず。自ら以為へら
く此の如くんば、真に大君子に事ふるの道を得たり、
と。

今沙汰を蒙りて梟を為むと雖も、固に猶ほ相公の治
下に在り。未だ門牆を去離して故吏と為り、形跡嫌疑
を為して、前の為す所を改めて、以て自ら大君子を疎
外するものと同じからず。固に当に煩はしく左右に説
きて後に、察にするを待たざるべし。

はじめに自分と鄭餘慶の関係、および自分の心構えを
述べる。自分は鄭餘慶に取り入るようなまねはせず、実
際の行動でご恩に応えようとしたことを述べ、今でも鄭
餘慶の部下であることの念を押している。

ここでは、①、②および③の中に、「大君子」が三回出
てくるのが目を引く。この「大君子」は、第三段に二回、
第四段に一回と、作品全体で六回登場する。韓愈以前に、
一作品中に「大君子」を複数用いた例は、二度用いた例
が、柳宗元「寄許京兆孟容書」(『柳河東集』卷三〇)に
一例見られるのみで、ここで六回も使われているのは、
どう見ても尋常ではない。ふつうのことはを繰り返して用
いることで、読み手に訴えかける力を強めているのであ
る。韓愈は、相手をほめあげるときにも、他の作者より
も踏み込んだほめ方をする。言わばごますりであり、評
価は分かれるかも知れないが、表現として相手に訴えか

ける力が増していることは間違いない。相手を大げさに
ほめる例には、たとえば次のものがある。

伏蒙示「文武順聖樂辭」……自幕府至鄧之北境凡
五百餘里、自庚子至甲辰凡五日、……不知鞍馬之勤、
道途之遠也。(伏して「文武順聖樂辭」……を示さる
を蒙る。幕府より鄧の北境に至るまで凡そ五百餘里、
庚子より甲辰に至るまで凡そ五日、……鞍馬の勤、道
途の遠きを知らざるなり。)(「上襄陽于相公書」卷一
五・元和元年)

頂戴した詩文を読んでいたら、五百余里・五日間の道
のりがまったく苦にならず、疲れも感じなかった、とい
う。あまりの出来のすばらしさに、ということなのだろ
うが、ここで韓愈が称賛した作品はひとつも現存してお
らず、文字通りに解釈するのは無理があると思う。「上襄
陽于相公書」は、当時宰相だった于頔に対して引き立て
を求めた書簡である。韓愈は、必要があれば、齒の浮く
ようなことを言うのもためらわないのである。

傍線部③「未同去離門牆為故吏、為形跡嫌疑、改前所
為、以自疎外於大君子。」(閣下のもとを離れて、元の部
下となり、疑わしいことをして、以前の行動を改め、自
分から閣下によそよそしくするのは異なります)は、
直前の「固猶在相公治下。」(今もなお鄭餘慶閣下の配下
にある)ことを、詳しい表現を用いて反覆したもの。こ

うすること、二人の関係が今も途切れていないことを確認・強調している。この文に続いて、韓愈自身が「固当不待煩説於左右而後察也。」（わざわざ閣下に申し上げるまでもありません）と述べているように、傍線部③は、無くても主旨に影響がない。しかし韓愈にとつては、二人のつながりを確認するために言う必要がある、ことばを尽くして同じ内容を繰り返すことで、訴えかける力を強めているのだ。ここからは、強調したい所、相手に訴えたい所にはことばを重複を厭わない韓愈の姿勢が見て取れる。

次に第二段を検討する。

人有告、人辱罵其妹与妻。為其長者、得不追而問之平。追而不至、為其長者、得不怒而杖之乎。④坐軍營、操兵守禦、為留守出入前後驅從者、此真為軍人矣。坐坊市売餅、又稱軍人、則誰非軍人也。愚以為此必姦人以錢財賂將吏、盜相公文牒、窃注名姓於軍籍中、以陵駕府県。此固相公所欲去、奉法吏所当嫉。雖捕繫杖之、未過也。

（人の告ぐる有り、人其の妹と妻とを辱め罵る、と。其の長為る者、追ひて之を問はざるを得んや。追ひて至らざれば、其の長為る者、怒りて之を杖たざるを得んや。軍營に坐して、兵を操りて守禦し、留守の出入の為に前後に驅從する者は、此れ真に軍人為り。坊市に坐して餅を売り、又た軍人と稱すれば、則ち誰か軍

人に非ざるや。愚以為へらく、此れ必ず姦人 錢財を以て將吏に賂ひて、相公の文牒を盗み、窃に名姓を軍籍の中に注して、以て府県を陵駕す、と。此れ固に相公の去らんと欲する所にして、法を奉ずる吏の当に嫉むべき所なり。捕繫して之を杖つと雖も、未だ過たざるなり。）

この段落では、この書簡を書くきっかけとなった事件と、それに対する韓愈の意見が述べられる。妻と妹を侮辱された者が、相手に問いただし、要領を得なければ、暴力を振るうのも致し方ないことだ。軍人とは軍營において、武器を持って戦う人と言うのであり、市場でまんじゅうを売っている、自称「軍人」を認めることはできない。これはきつと軍籍を金で買った者に違いないから、殴打されても仕方がないのだ、と、殴打した者の正当性を訴える。

この段の眼目は、傍線部④の、ほんとうの軍人と自称「軍人」との鮮烈な対比である。「坐軍營、操兵守禦、為留守出入前後驅從者」（軍營にいて、武器を手に、留守の警護をして前後に従う者）と、「坐坊市売餅」（市場でまんじゅうを売っている）との落差の大きさに、読み手は啞然とするのではないだろうか。

ここで韓愈は、ある事件の実情を訴えているのであり、事実をありのままにあばき出すことよって、それが結果的に、「坐坊市売餅」と「軍人」という、ふつうどう考

えても結びつかないことばを結びつけることになり、読み手があつと驚かせる表現になっているのである。このような表現は、組み合わせられることばが縁遠いものであればあるほど、読み手に与えるインパクトが強くなる。第三段の本文は次の通り。

昨聞相公追捕所告受辱罵者。愚以為⑤大君子為政、
当有權變。始⑥似小異、要歸於正耳。軍吏紛紛入見告
屈。為其長者、安得不小致為之之意乎。⑦未敢以此仰
疑大君子。及見諸從事說、則與小人所望信者、⑧少似
乖戾。雖然、⑨豈敢生疑於万一。必諸從事與諸將吏、
未能去朋党心、蓋覆黷黷、不以真情狀白露左右。小人
受私恩良久。安敢閉蓄以為私恨、不一二陳道。伏惟相
公憐察、幸甚幸甚。

(昨聞く、相公辱め罵るを受くと告ぐる所の者を追捕す、と。愚以為へらく、大君子の政を為すこと、当に權變有るべし。始めは小しく異なるに似るも、要するに正に帰するのみ。軍吏紛紛として入り見えて屈を告ぐ。其の長為る者、安くんぞ小しく之の為にするの意を致さざるを得んや。未だ敢へて此を以て仰ぎて大君子を疑はず。諸従事の説を見るに及びて、則ち小人が望信する所の者と、少しく乖き戻るに似たり。然りと雖も、豈に敢へて疑ひを万一に生ぜんや。必ず諸従事と諸將吏と、未だ朋党の心を去る能はず、蓋覆して黷黷として、真の情状を以て左右に白露せざらん。小人

私恩を受くること良に久し。安くんぞ敢へて閉蓄して以て私恨と為して、一二もて陳道せざらんや。伏して惟ふに相公憐察すれば、幸甚幸甚。)

ここでは、鄭餘慶の処置に対する疑問を呈している。

鄭餘慶は、自称「軍人」ではなく、妻子を侮辱されて暴力を振った者を取り調べさせた。韓愈はそれに対して異議があるのだが、鄭餘慶は、気心が知れているといつても有力者であるから、差し出がましい物言いはできない。そこで、⑥「似小異」(少し違うようです)と言つては⑦「未敢以此仰疑大君子。」(このようなことで大君子を疑つたことはありません)と、自分の疑念を否定し、⑧「少似乖戾」(少し違うようです)と言つては、⑨「豈敢生疑於万一」(よもや疑うようなことはありません)と言う。そつと疑問を呈しては、それを自ら否定して、婉曲に疑問を投げかけているのである。相手の気分を害すまいとして言葉を慎重に選びながらも、言うべき事を言わずにはおれない韓愈の性格とがよく表れている。

第四段は次の通り。

愈無適時才用、漸不喜為吏。得一事為名、可自罷去。

⑩不啻如棄涕唾、無一分顧藉心。願失大君子纖芥意、如丘山重。守官去官、惟今日指揮。愈惶懼再拜。

(愈時に適ふ才用無く、漸く吏為るを喜はず。一事を得て名と為さば、自ら罷去すべし。啻だ涕唾を棄つる

如きのみならず、一分も顧藉の心無し。顧るに大君子
織芥の意を失はば、丘山の重きが如し。官を守ると官
を去ると、惟だ今日指揮せんのみ。(愈惶懼再拜。)

書簡の最後は韓愈のことばで結ばれる。役人を続ける
のが嫌になったこと、官職を失うのは少しも惜しくない
が、ただ鄭餘慶閣下の気分を損ねることだけは避けたい
こと、進退の最終的な判断は鄭餘慶に任せることが述べ
られる。

ここでは、傍線部⑩において、対比表現と比喻表現が
重層的に用いられている点が指摘できる。

官職を失うことは、すなわち生活の道を絶たれること
であり、現実問題としては、これ以上重大なものはない。
それを「不啻如棄涕唾、無一分顧藉心。」(涙や唾をすて
るほどのこともなく、わずかの名残惜しさもない)と、
比喻を交えつつ、まったく惜しむに価しないものである
かのように言い、「罷去」(官職をやめる)ことと、「無
一分顧藉心」(まったく惜しむに値しない)ことを対比さ
せている。

そして「顧失大君子織芥意、如丘山重。」(大君子の機
嫌を、ほんのわずかでも損ねることがあれば、それは丘
や山ほどの重さがある)と述べ、「織芥」(ほんのわずか)
と「丘山」(丘と山)を対比させ、自分がどれほど鄭餘慶
を慕っているかを述べる。

さらに「官職を失う」ことと「ほんのわずか、鄭餘慶

の機嫌を損ねる」ことを比較して、後者の方が比較にな
らないほど重大だという。このように、比喻表現と対比
表現を駆使して、鄭餘慶を過大に持ちあげているのであ
る。

おわりに

本稿では韓愈の「上鄭尚書相公啓」、「上留守鄭相公啓」
の二作品を取り上げて、その中に見られる修辞上の工夫
について検討を加えた。

その結果、「上鄭尚書相公啓」では、ふつうのことばを
従来にならない形で組み合わせることで、斬新な表現を含ん
だ達意の文を作っていることが分かった。また典拠のあ
ることばと新しいことばを組み合わせるイメージ豊かな
表現を作ったり、ふつう書くのを躊躇するようなことを、
踏み込んで書いてしまうことで、訴えかける力を強めて
いることが分かった。また、陳言を去っている例も指摘
することができた。そしてこれらの工夫は、作者が強調
したい所に集中的に用いられており、それによって斬新
さが際立ち、表現としての効果を上げていた。こういう
た工夫こそが、「陳言を去る」の例として指摘できるので
はないだろうか。

「上留守鄭相公啓」では、「大君子」ということばを作
品中に何度も用いることで、読み手に訴えかける力を強
めたり、「坐坊売餅」と「軍人」という、およそ結びつく
はずのないことばを結びつたり、極端な二者を対比させ

るなどして、インパクトの強い表現を作っていた。これら
らほみな、韓愈の古文の重要な特徴といえる。

総じて、韓愈の古文は、読み進めていくうちに、思わず
読み手の目がとまるような書き方がうまく、言い換え
れば、訴えたい所を際立たせるのが非常にうまい。

今後も、このような形で韓愈の古文の一端を明らかに
しつつ、その全体像に迫っていきたい。

注

(1) 都官は刑部に属し、役夫の差配や、罪人の家財の没収を
つかさどった。員外郎は、役所の次官。

(2) 祠部は礼部に属し、祭祀、占い、僧尼に関するることなど
をつかさどった。

(3) 留守は官名。副都(洛陽)で政務を執り行った。

(4) 洛陽は、行政区画としては河南府と呼ばれ、洛水の北側
の洛陽県と、南側の河南県に分かれる。県令は、県の長官。

(5) テキストは東雅堂本『昌黎先生集』(同治己巳江蘇書局重
刻、民国五九年新興書局影印)により、作品の繫年は『韓愈
全集校注』(四川大学出版社 一九九六)による。以下、韓
愈の作品は、カッコ内に巻数と制作年を示す。

(6) たとえば林田慎之助「韓愈の散文表現論」(『文学研究』
第七十二輯 九州大学文学部 一九七五、『中国中世文学批
評史』創文社 一九七九)、清水茂『韓愈Ⅱ』解説(筑摩書
房 一九八七)、孫昌武『韓愈散文芸術論』(南開大学出版社
一九八六)において、これらの書簡は取り上げられていな

い。

(7) 拙論「韓愈の古文運動実践に関する一考察―「画記」を
題材に―」(『中国学研究論集』14 二〇〇四)、「韓愈の初期
文章作品に見られる典故表現―『莊子』との関連を中心に―」
(『中国中世文学研究』49 二〇〇六)、「韓愈の古文創作―
「答竇秀才書」を中心に―」(『中国学研究論集』20 二〇〇

八)。

(8) 国子博士は国子監(国立大学)の教官で、三品以上の家
の子弟の教育を担当した。「権知」は、仮任用の意。

(9) 国子祭酒は官名で、国子監の学長。

(10) 河南府の長官。

(11) 分司東都とは、長安勤務の意。

(12) 『礼記』祭義に、「是故悪言不出於口、忿言不反於身。」(是
の故に悪言は口に出ださず、忿言は身に反らず)とあり、『春
秋左氏伝』哀公二十五年に、「悪言多矣。君請尽之。」(悪言
多し。君請ふ之を尽くせ)とある。

(13) 「上考功崔虞部書」については、すでに拙論「韓愈の初期
文章作品に見られる典故表現」(注7参照)で指摘した。

(14) 「宿資蓄貨」には文字の異同があり、朱熹『昌黎先生集考
異』と「韓愈全集校注」において、「宿貨蓄資」とするテキ
ストがあることが指摘されている。「宿貨」「蓄資」ともに他
の用例が見つからない。韓愈の表現技巧の一つである「新し
いことばと古いことばの組み合わせ」という視点に照らすと、
本文の「宿資蓄貨」が正しい語順と考えられる。この視点は、
作品の本来の語順を考える時に、その手がかりになる可能性

はないだろうか。今後検討してみたい。

(15) 題下注に「公謫永州已五年」(公 永州に謫せられて已に五年)とある。柳宗元は永貞元年(八〇五)に永州司馬に左遷されているので、この書は元和四年(八〇九)の作と考えられる。吳文治『柳宗元評伝』(中華書局 一九六二)は、本作を元和四年に繫年している(一三六頁注③)。『旧唐書』憲宗紀によると、許孟容の京兆尹在任期間は、元和四年(八〇九)七月から元和五年(八一〇)十月。なお、テキストは『柳宗元集』(中華書局 一九七九)を使用した。

(16) 于頔の詩文は、『全唐詩』に二首、『全唐文』に三篇が収められている。書中で列挙されている作品名は「文武順聖樂辞」、「天保樂詩」、「詠蔡琰胡笳辞詩」、「移族徙」、「与京兆書」だが、どれも現存しない。